

保育士養成課程等検討会の再開について

1. 幼保連携型認定こども園について

- 認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」として、新たな「幼保連携型認定こども園」が創設された。
- 新たな「幼保連携型認定こども園」は、学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、その中心職員である「保育教諭」については、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有していることを原則としている。
- 一方、幼稚園・保育所で働く幼稚園教諭・保育士のうち2～3割※は、いずれかの免許・資格しか有していない。そこで、新たな「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を進めるため、改正認定こども園法では、施行後5年間は、「幼稚園教諭免許状」または「保育士資格」のいずれかを有していれば、「保育教諭」となることができるとする経過措置を設けている。

※幼稚園に勤務する幼稚園教諭のうち保育士資格所有者の割合・・・75%

(平成22年5月 文部科学省調査)

保育所に勤務する保育士のうち幼稚園教諭免許所有者の割合・・・76%

(平成22年10月 厚生労働省調査)

2. 免許・資格の併有促進について

- 「幼稚園教諭免許状」または「保育士資格」のみを有する者が「保育教諭」として勤務することができる経過措置に併せて、経過措置期間となる5年間に、それらの者にもう一方の免許・資格を取得してもらうことが必要。
- このため、幼稚園または保育所における勤務経験を評価することにより、もう一方の免許・資格取得に必要な単位数等を軽減する特例を設け、免許・資格の併有を促進する。

(幼稚園教諭免許状のみ有する者の保育士資格取得を推進) <厚生労働省>

・幼稚園における勤務経験を評価し、保育士資格の取得に必要な単位数等の特例を設ける方針とし、必要な単位数等を検討する。(告示・省令改正が必要)

(保育士資格のみ有する者の幼稚園教諭免許状取得を促進) <文部科学省>

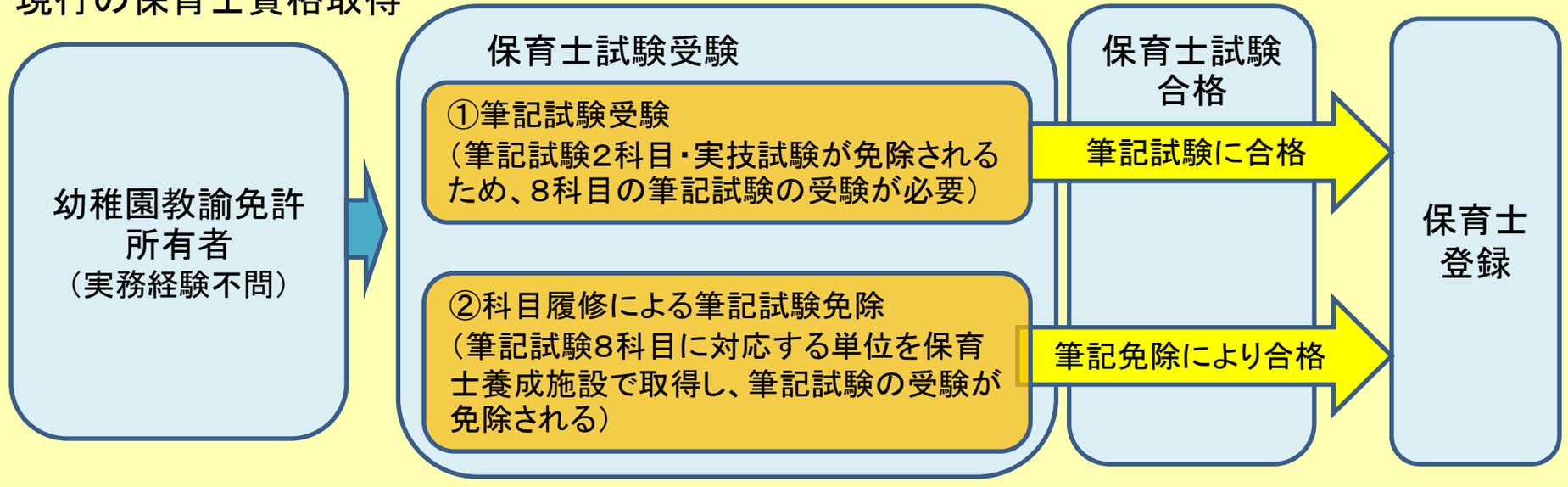
・保育所における勤務経験を評価し、幼稚園教諭免許状の取得に必要な単位数等の特例を設ける。(省令改正が必要)

※整備法により、教育職員免許法について、所要の改正が行われた。今後省令改正を予定。

- このため、厚生労働省では、「保育士養成課程等検討会」を再開し、幼稚園勤務経験者の保育士資格取得に必要な単位数の検討を行い、年内を目途に結論を得ることにしたい。

(参考) 幼稚園教諭免許所有者の保育士資格取得方法

現行の保育士資格取得



[検討事項] 保育士資格取得(幼稚園勤務経験者)

